



光多 長温

都市化研究室理事長

最近、公共事業の発注を取り巻く環境はやや混乱気味である。震災復興や東京圏を中心とする大規模工事を背景とした建設価格の高騰、入札不調・不落、リニア中央新幹線の談合疑惑および大手ゼネコンの指名停止等々枚挙にいとまがない。

これらは外国人の目から見ればやや奇異に映る。このギャップは、わが国公共事業入札制度の特異性によるところが多い。例えば、上限拘束性を持った予定価格制度を採用している国は欧米諸国ではほとんど見当たらない。以前、外国建設業のわが国への進出問題に関する委員会があったが、予定価格が開示されていないにもかかわらず、落札率が極めて高い規定があり、わが国の江

(確か95%程度だったと記憶するが)のを見た外国企業代表の委員が「ミラクル！」と叫んでいた。また、談合が起こった時に、企業が一定期間指名停止になることにも「Why?」と言っていた。

戸時代の請負制度においてこれに似た制度があったことも相まって、上限拘束性をもった予定価格が制度化された。また、明治初期の官営工場・鉱山

の払い下げにおいて不当に安い価格で払い下げが行われ、これが社会的批判を浴びたこともその背景にあった。この上限拘束性をもつ予定価格の設定が可能であった背景に、厳しい条件の土木工事が多かったわが国で官側の工事能力が高く工事積算能力を持っていたと、および、土木工事の大半は公共工事であり民間による本格的な土木工

が導入されると、「入れ札屋」が横行し談合の原形が生まれた。そこで、政府は、1921(大正10)年の会計法改正において、指名競争入札を導

入したがここでまた新たな形の談合が生まれる結果となった。昭和に入ると戦時体制下における軍発注工事が大きな比重を占めることとなるが、戦後連合国軍総司令部(GHQ)による改革の一環として、公共調達分野でアメリカ型の公共発注スキームの導入が図られた。すなわち、GHQは(現在でいう)

公共調達考I

コストに関する情報は官側が独占的に持っていたことがあった。次に談合問題である。江戸時代の請負制度の入札でも金額のみの「入れ札」が行われていたが、明治時代に一般競争入札が導入されると、「入れ札屋」が横行し談合の原形が生まれた。そこで、政府は、1921(大正10)年の会計法改正において、指名競争入札を導

策であったと言っても過言ではない。数々の談合事件が世間を騒がせ、公正取引委員会による独占禁止法対策として位置付けられた。

1994年のWTO政府調達に関する協定が発効した段階で、それまで曖昧であった指名競争入札の参加資格基準(わが国における工事実績等)が大きな問題となった。

また、公共工事の品質確保が大きな課題となり、これに対応するために選定時に価格のみならず工事能力等を勘案する総合評価方式が導入された。これが底流となり1999年いわゆるPFI法が施行され従来の仕様発注から新たに性能発注的要素が加味される方式が導入されたが、性能発注においてさえも予定価格が設定される等、会計法スキームに基づく限り公共発注のグローバルスタンダードとのギャップを埋めることはなかなか難しいとの感がある。

以前、本稿において、わが国の制度はわが国特有の制度を保持したまま海外の制度を上乗せした和魂洋才型となっていると指摘したが、この公共調達方式はその最たるものである。官民連携事業を行う際にも障害となっているが、この点については、次稿で述べることとしたい。